

# 占領期における アメリカ企業のドイツ企業買収に対する アメリカ国務省の対応

——スタンダード・オイル社によるロイヤル・ダッチ・  
シェル社との共同買収の事例を中心に——

河 崎 信 樹

## は じ め に

本稿の課題は、スタンダード・オイル社（Standard Oil Company (New Jersey)）、以下、スタンダード社と略す）が、ロイヤル・ダッチ・シェル社（Royal Dutch Shell、以下、シェル社と略す）とともに計画した、ドイツ石油企業エルベラート社（Elwerath A. G.）の買収計画と、それに対するアメリカ国務省の対応を分析することを通じて、第二次世界大戦後のアメリカのドイツ政策とアメリカ企業との関わりについて新たな知見を得ることである<sup>1)</sup>。

アメリカ企業は、第二次世界大戦前において、ドイツにて子会社を設立し、経済活動を行うとともに、ドイツ企業と国際的に競争と協調を繰り広げていた。そのため、アメリカ企業は、戦後のドイツ経済の状況に対して大きな関心を有していた。

この点についてこれまでの先行研究<sup>2)</sup>では、アメリカ企業が、戦後のドイツ

1) シェル社は、イギリスとオランダ籍を有する企業であり、本事例から、アメリカ企業とアメリカのドイツ政策の関連を見るだけではなく、その他の外国籍企業（及びそれを支援する政府）の要求に、アメリカ国務省がいかなる対応をとったのかを検討することもできる。

2) アメリカのドイツ政策に関する研究としては以下の文献を参照。J. H. Backer, *The Decision to Divide Germany: American Foreign Policy in Transition*, Duke University Press, 1978.、C. Eisenberg, *Drawing the Line: The American Decision to Divide Germany 1944-1949*, //

を輸出市場として確保する必要性から、ドイツ経済の早期復興を望んでおり、それがアメリカのドイツ政策に大きな影響を与えた、という側面のみが注目されてきた。これは、重要な点であるが、アメリカ企業のドイツに対する関心は、これに留まるものではない。実際、アメリカ企業は、戦後のドイツ企業との競争を有利に行うために、戦後直後からドイツにおいて活動していた。

この戦後直後のアメリカ企業の活動とアメリカのドイツ政策との関連は、これまでの先行研究では注目されていない。しかし、この問題を取り上げた唯一の著作として、J・ギンベル (John Gimbel) のものが存在する<sup>3)</sup>。ギンベルは、アメリカ政府が、有形無形の政策を通じて、占領期のドイツにおいてアメリカ企業によって実行されたドイツ企業の所有する特許や技術、プラントなどの収奪を、援助したことを明らかにしている。しかし、ドイツにおけるアメリカ企業の企業活動それ自体の再構築とアメリカのドイツ政策の関わりについての分析は少ない。そこで、本稿では、石油産業を事例として、アメリカ企業による在ドイツ子会社を通じたドイツ企業の買収をめぐる問題を分析していく<sup>4)</sup>。

以下では、まず第Ⅰ節において、スタンダード社とシェル社の買収案件とそれに対する国務省の政策を取り扱う。次に第Ⅱ節において、スタンダード社とアメリカ国務省との直接的な交渉のプロセスを検討していくことにしたい<sup>5)</sup>。

3) Cambridge University Press, New York, 1996., J. Gimbel, *The Origins of the Marshall Plan*, Stanford, 1976., 真鍋俊二『アメリカのドイツ占領政策』法律文化社, 1989年, 牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』御茶ノ水書房, 1993年, 第6章, 安野正明『アメリカのドイツ占領政策』(油井大二郎他編『占領政策の国際比較』三省堂, 1994年)。

3) J. Gimbel, *Science, Technology and Reparations*, California, 1990.

4) 石油産業史の視点からの研究ではこの問題は触れられていない(例えば、スタンダード社の社史である H. M. Larson, E. H. Knowlton and C. S. Popple, *New Horizons 1927-1950*, 1971. を参照)。石油産業史からの研究では、マーシャルブランドにおける、石油産業の消費地精製体制の確立が注目されている。代表的な文献は以下のものである。宮崎礼二「マーシャル・プラン期アメリカ対外石油政策の形成——中東石油と対ヨーロッパ石油供給体制の確立をめぐる——」『横浜国際開発研究』第3巻第1号, 1998年7月, 山田恒彦, 廿日出芳郎, 竹内一樹『メジャーズと米国の戦後政策——多国籍石油企業の研究I——』木鐸社, 1977年。ただし各企業がいかにしてヨーロッパ事業を再建・拡張したか、という問題は全く分析されていない。

5) なお、本稿を作成するに当たっては以下の資料を使用した。未公開資料として、アメリカ国立資料館 (National Archives II, College Park, MD) に所蔵されている資料から、Record Group 56 (以下ここからの出典を示す場合、末尾括弧内に RG56 と記す。以下の括弧内の記号も同ノ

## I スタンダード社とシェル社による買収案件と投資禁止政策

### 1 買収案件

スタンダード社とシェル社は、ともに、戦前のドイツ石油市場において1位及び2位を占める企業であった。しかし、第二次世界大戦後、両社は、苦境に陥る。スタンダード社は、1938年の総売上高が4億5000万RMであったが、1946年には1000万RMへと急激な落ち込みを経験していた<sup>6)</sup>。これは、主として戦争とロシア占領地区に存在した設備を賠償として撤去されたことによって2つの精製所を失ったことから生じていた。こうした戦争による資産のロスを、スタンダード社は、1億8450万RMとしている<sup>7)</sup>。シェル社は、精製部門において、1938年時点で、ドイツにおける全精製活動の35%を占めていたが、1946年では10%程度まで、そのシェアは低下していた。また戦争被害及び、ロシア占領地区に存在した工場が撤去されることによって、2億8000万RMの資産をロスしていた<sup>8)</sup>。

以上のように、両社ともに、戦争被害とロシア占領地区における賠償としての設備の撤去によって、多くの資産を失っていた。そのため、戦前と同様の地位を再構築するために、何らかの企業を買収する必要性があった。

そこで、両社による買収対象となったのは、エルベラート社という石油会社であった。1946年当時においてエルベラート社は、以下のような資産を保有し

〳様のことを意味する)に分類されている財務省資料、Record Group 59 (RG59) の国務省資料、Record Group 260 (RG260) の在独アメリカ軍政府 (Office of Military Government for Germany (U.S.)), 以下 OMGUS と略す) 資料を使用した。公刊資料として、当時国務省に勤務していた C・P・キンデルバーガー (C. P. Kindleberger) の書簡集である、C. P. Kindleberger, *The German Economy, 1945-1947: Charles P. Kindleberger's Letter From Field*, London, 1989. (*Kindleberger's Letter*) を使用した。

6) Oil Industry, not Date, Records of the Economic Division, Decartelization Branch, Company Reports and Related Records, Box 96, RG260.

7) AIDE MEMOIRE, September 10, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8, RG59.

8) AIDE MEMOIRE, September 3, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8, RG59.

ていた。まず、原油生産分野では、年間4万1000トンを生産する能力を有していた。これは、当時におけるドイツの原油生産全体の25%を占めるものであった。次に、石油精製分野では、Deurag 精製所の30%、Nerag 精製所の60%の株式を所有していた。この2つの精製所を通じて、エルベラート社は、ガソリンを年産1万6000トン、軽油を年産1万1000トン、潤滑油を年産4万3000トン、それぞれ精製していた。これは、ドイツにおける精製活動全体の30%を占めるものであった。以上の資産状況から明白であるように、エルベラート社は第二次世界大戦後のドイツの石油市場においてかなりの地位を有していた<sup>9)</sup>。

エルベラート社の株式所有構造は、創業者である T・サイフェル (Theodor Seifer) が、451株 (約56%)、ヴィンテルシャル社 (Wintershall A. G.) が339株 (約42%)、K・メルデルシャイド (Karl Merderscheid) が9株、K・サイフェル (Karl Seifer) が1株というものであった (最後の2人の10株は、T・サイフェルの遺言執行人がコントロールしている部分である)。スタンダード社とシェル社が、買収の対象としたのは、T・サイフェルが所有する部分及びメルデルシャイドの部分、合計460株である<sup>10)</sup>。

この部分が、エルベラート社から両社に売却される契機となったのは、T・サイフェルが1946年に死去し、T・サイフェルの相続人から、両社に株式を購入する商談が持ち込まれたためであった。相続人は、短期的には相続税支払いのために株式売却を通じて現金収入を得る必要性があったこと、さらに、長期的にはエルベラート社の存続のために占領国国籍を有する企業の傘下に入ることが有利であると判断した。そのため、相続人は株式をスタンダードとシェルの両社に売却することにした。この相続人からの株式売却案では、スタンダード社とシェル社がそれぞれ株式全体の14.5% (115株) を購入することが規定

9) AIDE MEMOIRE, September 3, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8. RG59.

10) OMGUS to War Department, November 10, 1947. Records of the Economic Division, Decartelization Branch, General Correspondence of the Branch Chief, Box146, Folder: Date File November-December 1947, RG260.

されており、この購入にはさらにそれぞれ14.5%の株式を取得する権利が付随していた。スタンダードとシュルの両社は、この買収提案を受け入れることにした<sup>11)</sup>。

しかし、両社がこの株式買収を成立させるためには、アメリカ政府によって遂行されていた投資禁止政策を克服する必要があった。

## 2 投資禁止政策とは何か

スタンダード社のように、ドイツでの企業買収を目指すアメリカ企業の活動にとって障害となったのは、政府によって実施されていた投資禁止政策であった。投資禁止政策とは、アメリカ政府が、OMGUS に対して、ドイツ占領政策の基本指針を示す文書として作成し、1945年10月17日に発表された統合参謀本部指令1067を基礎として立案された軍政府法52号、53号によって規定されている。軍政府法52号は、アメリカ企業を含む連合国国籍企業の在ドイツ子会社の所有する資産を全て、OMGUS の管理下に置くことを規定している。軍政府法53号は、為替管理を規定したものであり、アメリカ本国からドイツへの投資を規制している。この2つの軍政府法を通じて、アメリカ企業を含む連合国国籍企業やその在ドイツ子会社が、自己の所有する資産を利用して企業買収などの新規投資活動を行うことは禁止された。この政策が導入された理由として、国務省は以下の3点の理由を挙げている。第1に、賠償撤去計画と工業水準計画の最終的な決定がなされていないことである。賠償支払いに関しては、ドイツ人が所有する企業からの設備撤去によって行われることになっていた。すなわち、アメリカ人がドイツ企業の買収を行い、所有するドイツ企業の割合が増加した場合、賠償として使用できる設備の割合が減少する恐れがあった。第2に、ドイツの通常の経済活動への復帰がなされていないことである。「通常の経済活動」とは、経済的な非武装化措置が達成され、他のヨーロッパ諸国の平

11) AIDE MEMOIRE, September 10, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8. RG59

均生活水準を上回らない経済活動が行われることを意味した。戦後初期の経済活動の混乱した時期において、投機的な企業買収を繰り返し、いたずらに混乱状態を悪化させる行為は、占領をより困難にすると考えられた。第3に、ドイツにおける民主主義の確立の妨げになることである。国務省は、民主主義の中心的内容の一つとして、「ドイツ人によってドイツに関することが決定されている状態」が確保されていることを重視していた。そのため、アメリカ人が所有する企業の割合が増大することは、ドイツ人がドイツに関することを決定するのを妨げると考えたのであった。そして、この投資禁止政策が撤廃されるためには、イギリス、フランス、ソ連、アメリカの4カ国による経済的統一が実施され、共通の投資原則が、打ち立てられることが必要とされる、と規定されていた<sup>12)</sup>。

以上の政策の結果、アメリカ企業の在ドイツ子会社は競争上、不利な立場に追い込まれた。つまり、ドイツ人が所有する企業は、この法律によって行動を制限されないため、ドイツ占領地区において自由な投資活動が行えたが、アメリカ企業の在ドイツ子会社は、それが不可能である、という状況であった<sup>13)</sup>。

## II 国務省との交渉

### 1 モスクワ四カ国外相会談と投資禁止政策

アメリカ国務省によって遂行されていた投資禁止政策を克服するために、スタンダード社とシェル社は、シェル社を通じてイギリス政府からアメリカ政府へと買収案件の承認を求める方法を選択した。この依頼を受けたイギリス外務大臣 E・ベビン (Ernest Bevin) は、モスクワ四カ国外相会談中の1947年4月

12) Moratorium on New Foreign Investment in Germany, November 8, 1946. International Statistics Division General Records 1944-1959, Country Files: Germany 1931-1952, BOX 74, US-UK Discussion Bizonal Unification, RG56.

13) こうした状況に対して、OMGUS 長官の L・クレイ (Lucius D. Clay) は、その回顧録の中で、アメリカ企業から投資禁止政策を撤廃するようにとの圧力がかなり存在したことを指摘している。Lucius D. Clay, *Decision in Germany*, Garden City, N. Y.: Doubleday, 1950, p. 198. を参照。

8日に、両社による買収の承認を、アメリカ政府に対して要求した<sup>14)</sup>。

このイギリスからの提案に対して、アメリカ代表团はモスクワ会談開催中に結論を得るべきものとし、すぐにC・P・キンドルバーガーや国務省顧問のB・コーエン (Benjamin V. Cohen)、E・メイソン (Ed Mason) などを中心に検討を行った。この検討において、投資禁止政策は、継続されるべきものであり、両社の買収は認められない、との主張が採用された。その理由としては、基本的に、第1節第2項で示された投資禁止政策実施の根拠が踏襲され、依然として外国籍企業のドイツでの資産の拡大は認められない、とした。そして、さらに、新たにもう1つの根拠が付け加えられた。それはソ連との関係である。ソ連とアメリカは、ドイツ占領地区から技術や資源などを勝手に収奪しているとお互いを批判しており、ソ連にアメリカに対する批判の契機を与えるような企業買収を認めることはできない、という主張であった。つまり、ソ連との決裂をすでに予見していたアメリカは、ソ連からの批判を受けない地点に自らをおくことで、ドイツ政策に関する米ソの決裂の責任をソ連に一方的に押し付けようと考えていたのだ。このアメリカ側の、買収を認めないとの意向は1947年4月16日にイギリスに対して伝えられた。イギリスのベビン外相は、「投資禁止政策が取り除かれる最初のケースが、石油産業ではないことを希望する」と述べ、しづしづアメリカの決定に従うことになった<sup>15)</sup>。

## 2 投資禁止政策撤廃への諸活動

モスクワ外相会談終了後、アメリカとソ連の対立は激化していった。アメリカ本国においても、もはやソ連との合意を追求するのではなく、ドイツ復興を

14) C. P. Kindleberger to Division of German and Austria, April 8, 1947, *Kindleberger's Letter*, pp. 169-173.

15) C. P. Kindleberger to Division of German and Austria, April 15, 1947, *Kindleberger's Letter*, pp. 184-87, C. P. Kindleberger to Division of German and Austria, April 16, 1947, *Kindleberger's Letter*, p. 188. また、モスクワ外相会談におけるアメリカ代表団の対応に関しては、拙稿「J・F・ダレスとアメリカのドイツ経済復興政策——超党派外交とマーシャルプランの期限に関する考察——」『史林』83巻4号、2000年7月、122-129ページを参照。

軸としたアメリカ独自のドイツ政策に向けた動きが加速し、1947年6月5日に G・マーシャル (George Marshall) 国務長官によってマーシャルプランが発表されるに至った<sup>16)</sup>。こうした中、スタンダード社は、買収を認めさせるための交渉を行った。

1947年5月27日、スタンダード社は、ドイツ子会社の社長 W・A・グリーベン (W. A. Grieben) をアメリカ本国に呼び、この案件に関する詳細な説明を行うことでその許可を求めようとした<sup>17)</sup>。

グリーベンは、買収案件について説明した後、それが許可されるべき理由を以下の3点にわたって論じた。1点目は、銀行において現在封鎖されているマルク残高を通貨改革が行われる以前に実質資産へと転換させるべきだ、ということであった。もしも、これが不可能であるならば、保有する現金の価値が、90%下落する状況に陥ってしまうが、エルベラート社の株式買収によって、マルク残高の約15%を使用することができると主張した。2点目は、現在の投資禁止政策は、アメリカ企業の在ドイツ子会社を不当に差別している、という批判であった。これは、ドイツ人所有企業がマルク残高からの投資が自由に許されていることを批判したものであった。3点目は、外国企業による投機的な投資と、アメリカ企業の在ドイツ子会社が所有する現金を実際の資産に変えることとは区別されるべきだ、ということであった。この2点目と3点目は、投資禁止政策によって作り出された環境を正面から批判するものであり、在ドイツ子会社による買収を、ドイツ経済の混乱を引き起こすものではなく、ドイツ人所有企業の活動と同じものとして認めるべきだというものであった。

次にグリーベンが提起した批判は、モスクワ外相会談で提示された根拠を批判するものであった。グリーベンは、モスクワ外相会談において米ソが決裂したことで、ソ連に対する賠償支払いのためにドイツ人所有企業を維持しておく

16) マーシャルプランの形成過程については、油井大三郎『戦後世界秩序の形成 アメリカ資本主義と東地中海世界 1944-1947』東京大学出版会、1985年、277-295ページを参照。

17) Memorandum of Conversation, May 28, 1947. Records of Petroleum Division 1940-1949, BOX 13, Folder Germany 1947-48, RG59.

必要もなくなり、単一の投資原則の樹立も不可能となっており、投資禁止政策をアメリカが独自に解禁することは可能ではないか、と主張した。しかし、国務省にとっては、「決裂したこと」が問題なのではなく、ソ連側に責任を負わせる形で「どう決裂するか」が問題であったため、投資禁止政策を維持し続け、スタンダード社の要求を拒絶しなければならなかった。

さらにマーシャルプランの発表後には、企業からだけではなく、国務省内においても投資禁止政策に対する異論が出されるようになった。石油産業の利害を国務省内において代表していた国務省石油局は、国務省内において投資禁止政策の解除を目指したメモランダムを作成した<sup>18)</sup>。

石油局は、ドイツ経済は投機的な外国からの投資に対して保護されるべきであると、投資禁止政策のドイツへの適用を基本的に認めた。しかし、「外国通貨での投資」と「ドイツに存在する外国企業のマルクでの投資」を区別することを提起した。つまり、「ドイツ企業と同様に自由にマルク残高を使用する権利を停止することは公正ではな」く、「投資禁止政策」は、「ドイツに存在するアメリカ企業に対する差別」であると、投資禁止政策を厳しく批判した。これは、前述したスタンダード社の主張と同一の内容を持つものであった。

先に検討したスタンダード社及びこの石油局の訴えは、共に投資禁止政策が、在ドイツ子会社とドイツ企業を区別する不合理性を突いたものであった。しかし、もはや、そうした経済的な問題との関連で推移していなかった投資禁止政策をめぐる状況の中ではその他の国務省内の部局を動かすことはなかった<sup>19)</sup>。

### 3 スタンダード、シェルそしてオランダ政府による再要求

国務省内では、投資禁止政策を解禁する動きがなかなか見られない一方で、スタンダードとシェルの両社は、株式買収の期限に迫られていた。なぜなら

18) Office Memorandum, July 14, 1947. Records of Petroleum Division 1940-1949, BOX 13, Folder Germany 1947-48. RG59.

19) Office Memorandum, July 23, 1947. Records of Petroleum Division 1940-1949, BOX 13, Folder Germany 1947-48. RG59.

1947年9月20日が相続税支払いの期限であり、そこまでに株式買収に関する結論を得る必要があったためであった。そのため、スタンダードとシェルの両社は、オランダ政府の手を借りるとともに、自らも国務省との再交渉に乗り出した。

オランダ政府は、アメリカ政府に対して投資禁止政策の解禁を要求するメモランダムを送付した。このメモランダムは国務省へと送られ、オランダからアメリカを訪問していたオランダ首相を交えた会談が行われることになった。

このメモランダム<sup>20)</sup>においてオランダ政府は、オランダとドイツの歴史的に緊密な経済関係を強調し、投資禁止政策が、「ドイツにおける連合国投資を保護するものである限り有益」であったが、「今やそれらはその目的を失っている」としてその撤廃を訴えた。つまり、石油局と同様に、「ドイツにおいて余剰な現金を持つ連合国企業は、ドイツの法によって義務を課される」ので、「ドイツ人所有の企業と同様に現金を自由に使用できるようにすべきである」と主張したのであった。そして、オランダ政府は「緊急に、オランダの利害をこれ以上傷つけることのないように投資禁止政策をすぐに廃止することを要求」した。

このメモランダムに基づき1947年9月4日にオランダ首相と国務省との会談が行われた。オランダ首相は、アメリカのドイツ投資よりもオランダにとってのドイツ投資の方がはるかに重要である点を強調し、現在の投資禁止政策がドイツ企業とオランダ企業とを差別的に取り扱うことで、ドイツ企業を有利な状態におけるとし、その撤廃を強く要求した。その上で、シェル社はオランダ企業でもあることを述べ、その買収要求を認めることも強く主張した。これに対して、国務省は、これまでと同様に、ソ連がソ連占領地区で行っている行為を批判するために投資禁止政策を維持することの必要性を述べ、オランダの理解を求めた上で、今後投資禁止政策を再考することを約束した<sup>21)</sup>。

20) Netherlands to Washington D.C., September 3, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8. RG59.

21) Memorandum of Conversation, September 4, 1947. Records of the Office of the /

以上のようなオランダ政府の活動に呼応し、国務省とシェル社との間で会談が1947年9月4日に行われた。この会談において、シェル社は再び買収案の再検討について要求を行った。この要求に対して国務省は、さらに詳細な検討をなすために、両社から買収に関する文書を提出することを求めた<sup>22)</sup>。この国務省からの要求に対して、両社は9月7日と10日に買収案件に関する文書を国務省へと提出した。

まず、シェル社は、戦争によるロスを強調し、それを埋め合わせるために買収が必要とされること、さらに、現在の投資禁止政策に基づくドイツ企業との差別的な状態が継続した場合、ナチスによる12年間よりも多くの資産を失ってしまうこととなると主張し、この案件は認められるべきである、と要求した<sup>23)</sup>。

次に、スタンダード社は、買収要求の根拠として以下の3点を挙げた。① この案件は、戦前からのロスをわずかに埋め合わせるにすぎないということ、② 投資禁止政策によって生み出されたドイツ企業との差別的な状況を解消する、③ マーシャルプランが実施されたこと、の3点である。ここでは3点目が新しい論拠として出されている。つまり、スタンダード社は、マーシャル演説後にパリで行われたヨーロッパ経済復興会議（1947年7月12日～7月15日）において、ドイツ経済の復興のためにはエネルギー不足——石炭、石油——を解消する必要があるということが合意されたことを取り上げ、「もし、米英政府が、ドイツにおける本来的な石油生産を増加させようとするのであれば、すでにドイツに存在するスタンダードとシェルが、その計画を実行することを援助すべきである」と主張したのであった<sup>24)</sup>。

以上が、両社からの要求である。両社は、これまでと同様に、投資禁止政策

↘ Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8. RG59.

22) Memorandum of Conversation, September 4, 1947. Records of the Central European Division, 1944-1953, BOX4, Folder Oil. RG59.

23) AIDE MEMOIRE, September 3, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8. RG59.

24) AIDE MEMOIRE, September 10, 1947. Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 1946-1949, BOX7, Folder 463.8. RG59.

が在ドイツ子会社とドイツ企業とを差別している点を中心に買収の許可を求めたのであった。

#### 4 国務省による検討と暫定的な結論

国務省は、以上のようなオランダ政府及び、スタンダード社、シェル社からの要求に対する回答を行うための検討会議を9月15日に開催した<sup>25)</sup>。まずこの会議では、現在における投資禁止政策は、ソ連の占領地区での行為に対する批判を行うために実施されており、そのため外相会談の席において、アメリカ政府を欠点のない立場に置くことができた、と評価された。その上で、提案された株式購入は、ソ連のドイツでの行為とは異なるものであるということが同意された。つまり、国務省は、両社の買収案件は、投資禁止政策によって禁止されているような外国企業による投機的な投資ではないと認定したことになる。

しかし、国務省は、10月から開催されるロンドン4カ国外相会談が近づく現時点では、それを許可することは政治的に賢明ではないと考え、買収の許可はこの時点では見送られた。つまり国務省は、ソ連との「決裂」の原因が、ソ連の行為に問題があることをロンドン外相会談において示し、ソ連との関係を完全に清算するために、投資禁止政策をまだ必要としていた。ゆえに、ロンドン外相会談後に、国務省は投資禁止政策を解除することでOMGUSと合意すべきであると確認された。

その結果、国務省は9月20日という期限までに投資禁止政策の解除を行うことはできないため、両社に対して、その購入の3～4ヶ月の延長を提案することにした。つまり、株式を担保に入れて、資金を調達し、相続税を支払わせることによって、この購入を投資禁止政策を解除する予定のロンドン外相会談終了後に先送りすることを提案することにした。

この会談の内容は、石油局からスタンダード社法律顧問代表W・R・カーリ

25) Memorandum of Conversation, September 15, 1947. Records of the Central European Division, 1944-1953. BOX4, Folder Oil. RG59.

スル (W. R. Carlisle) へと電話で伝えられた。この中で、石油局は、「国務省としては、ロンドン外相会談以後に「好ましい返答」を与えることができると考えている」とスタンダード社に伝えた。スタンダード社は、それを受け、購入を延長することに同意した。しかし、購入を延長するための措置の導入において国務省からの同意を要求した。つまり、まず相続人が銀行から株を担保にして資金を調達した上で、相続税の支払いを行う。そしてその上で、この買収が最終的に失敗した場合においても、相続人に対して、相続税支払いのための借入金から生じる金利と買収の延長によって生じる株式の価値の低下分を支払うために、スタンダード社が、自社のマルク残高を使用することに、国務省が同意することが要請された<sup>26)</sup>。

国務省はこの要求を受け入れ、この買収案件の延長が決定された<sup>27)</sup>。この結果、スタンダード社とシェル社は、シュレーダー・バンクにこの業務を委託した。このことによって、エルベラート社の株式は無傷で保護されることになり、事実上スタンダード、シェル両社の管理下に置かれることになった。

### お わ り に

国務省は最終的には、以上のようなアレンジメントによって、ロンドン外相会談後、事実上投資禁止政策を放棄する方向性を示した。実際、1947年10～12月にかけて開催されたロンドン外相会談において、アメリカとソ連は互いに責任を相手に押し付ける形で完全に決裂するとともに、ロンドン外相会談の終了した後、1948年に入ってから投資禁止政策を解禁する正式な動きが開始された。その結果、国務省には、スタンダードとシェル両社の株式購入も認められる可能性が生じることになった。

ここで新たな障害が存在した。OMGUS は、この買収案件を問題視してい

26) Memorandum of Telephone Conversation, September 15, 1947. Records of Petroleum Division 1940-1949, BOX 13, Folder Germany 1947-48, RG59.

27) John A. Loftus to Sidney Kilby, October 3, 1947. Records of Petroleum Division 1940-1949, BOX 13, Folder Germany—Clames 1947, RG59.

たからである。OMGUS は、1947年2月12日に公布されていた軍政府法56号・ドイツ経済力過度集中禁止法に、スタンダードとシェル両社による買収が違反していると主張したのである。OMGUS は、この両社による買収を、市場において支配的な地位を占める企業による共同行動と規定し、1948年3月に軍政府法56号違反と認定した。その結果、この買収計画は、再び頓挫する<sup>28)</sup>。この OMGUS との交渉に関する分析は、今後の課題としたい。

国務省は、当初、投資禁止政策の根拠をドイツの経済的混乱やソ連との協調関係の維持という点に置いていた。しかし、モスクワ外相会談以降、国務省は、スタンダード社側が主張する投資禁止政策の不合理性に対する批判を無視し、ソ連との決裂をいかにソ連に責任を負わせる形で遂行するかという点からのみ投資禁止政策を維持する必要性を主張した。スタンダード社側は、結局、この国務省の壁を破れず、買収の延期という方策を飲まざるを得なかった<sup>29)</sup>。ここにはアメリカ石油企業のドイツ企業買収の要求が、アメリカ政府によって妨げられるという状況が見られる。アメリカ石油企業は、冷戦が発生しつつあるという政治的な状況によって、逆にその企業活動を制約されてしまったといえよう。アメリカが、ソ連との協調関係を断ち切り、ドイツ経済復興路線を推し進めようとしたことが米ソ対立の一つの要因であり、それはアメリカ企業も要求していたことであると考え、自らの要求から生じた政治的な状況によって逆説的に自己の行動を制約されたといえよう。

【付記】 本稿は、平成13年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

28) War Department Staff Message Center Outgoing Classified Message, April 15, 1948. International Statistics Division General Records 1944-1959, Country Files: Germany 1931-1952, BOX 83, Folder Petroleum. RG56. また、軍政府法56号に関しては、高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』三省堂、1997年、20-54ページを参照。

29) 外国籍企業及びそれを支援する政府とアメリカのドイツ政策という観点からすれば、シェル社に対するイギリス、オランダ両政府の介入によっても、アメリカ国務省は、政策目標——この場合は決裂の責任をソ連に負わせること——を実現するまでは、投資禁止政策を解除することはなかった、といえよう。